

通所介護 重要事項説明書

ご利用者に通所介護サービスの提供開始にあたり、大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ミユの会
主たる事務所の所在地	〒870-1123 大分県大分市大字寒田字矢羽田265番地1
電話番号	097-567-2026
代表者名	代表取締役 尾田し乃
設立年月日	平成20年 9月24日

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ほたるデイサービスセンター	
サービスの種類	通所介護	
事業所の所在地	〒870-1123 大分県大分市大字寒田字矢羽田265番地1	
電話番号	097-567-2026	
管理者	奥田 和規	
指定年月日・事業所番号	平成22年12月 1日指定	4470106461
利用定員	定員40人	
通常の実施地域	大分市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にあるご利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、ご利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所介護は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他ご利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びにご利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	8:00～17:30
サービス提供時間	8:30～16:45

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人、 非常勤 3人
看護職員	常勤 0人、 非常勤 5人
介護職員	常勤 1人、 非常勤 24人
機能訓練指導員	常勤 0人、 非常勤 5人

7. 利用料

ご利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、ご利用者よりお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に介護保険負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

また、ご利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦全額支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。『償還払い』）

(1) 通所介護の利用料【通所介護費】

事業所規模：大規模1			
ご利用者の要介護度	所要時間時間 (1回につき)	ご利用者負担金 (=基本利用料に介護保険負担割合を乗じた額) ※(注2)参照	基本利用料 ※(注3)参照
要介護1	3時間以上4時間未満	358	3,580
	4時間以上5時間未満	376	3,760
	5時間以上6時間未満	544	5,440
	6時間以上7時間未満	564	5,640
	7時間以上8時間未満	629	6,290
	8時間以上9時間未満	647	6,470
要介護2	3時間以上4時間未満	409	4,090
	4時間以上5時間未満	430	4,300
	5時間以上6時間未満	643	6,430
	6時間以上7時間未満	667	6,670
要介護2	7時間以上8時間未満	744	7,440

	8時間以上9時間未満	765	7,650
要介護3	3時間以上4時間未満	462	4,620
	4時間以上5時間未満	486	4,860
	5時間以上6時間未満	743	7,430
	6時間以上7時間未満	770	7,700
	7時間以上8時間未満	861	8,610
	8時間以上9時間未満	885	8,850
要介護4	3時間以上4時間未満	513	5,130
	4時間以上5時間未満	541	5,410
	5時間以上6時間未満	840	8,400
	6時間以上7時間未満	871	8,710
	7時間以上8時間未満	980	9,800
	8時間以上9時間未満	1007	10,070
要介護5	3時間以上4時間未満	568	5,680
	4時間以上5時間未満	597	5,970
	5時間以上6時間未満	940	9,400
	6時間以上7時間未満	974	9,740
	7時間以上8時間未満	1097	10,970
	8時間以上9時間未満	1127	11,270

(注1) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注2) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		ご利用者負担金	基本利用料
入浴介助加算	ご利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	40円	400円
個別機能訓練加算Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たし、ご利用者へ機能訓練を行った場合(1日につき)	56円	560円
個別機能訓練加算Ⅰロ	当該加算の体制・人材要件を満たし、ご利用者へ機能訓練を行った場合(1日につき)	76円	850円
認知症加算	当該加算の算定要件を満たす場合	60円	600円

中重度者ケア体制加算	当該加算の算定要件を満たす場合	45円	450円
サービス提供体制強化加算(I)	当該加算の算定要件を満たす場合※(注1)	22円	220円
介護職員処遇改善加算Iロ	当該加算の算定要件を満たす場合※(注1)	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の12.0%	左記額に介護保険負担割合を乗じた額

(注1) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		ご利用者負担金	基本利用料
通所介護送迎減算	当該減算の要件に該当した場合(片道につき)	47円	470円

(2) その他の費用

食事の提供	ご利用者に提供する食事にかかる費用です。	1回あたり 594円
食事の提供 (経管栄養管理の方)	1. 濃厚流動食については本人持ち込み、もしくは本人購入となります。 2. 消毒液代として1回につき100円をいただきます。(物価等の変動等により過剰に徴収した場合は返金致します) 3. 経管栄養となった際、消毒容器等の必要な備品については実費をいただきます。	
レクリエーション、クラブ活動	ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。	実費
複写物の交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。	1枚につき 20円
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、ご利用者負担が適当と認められるもの(ご利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。	実費
オムツ代		実費
理美容費		実費
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、実施地域を越えてから、おおむね片道1kmごとに30円とする。	片道1kmごとに 30円

(3) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(ご利用者負担分の金額)は、サービス利用終了後翌月10日までに請求書を発行しますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直後の平日)に、ご利用者が指定する口座より引き落とします。

8. サービス利用の中止、変更

(1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の前日までに事業所に申し出てください。

(2) ご利用者が通所介護サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。該当ご利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他必要な援助を行います。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中にご利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医・救急隊及びご家族、居宅介護支援事業所へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、担当の介護支援専門員等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 097-567-2026
	管理者 奥田 和規
受付時間	8:00~17:30

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

(2) 複数のご利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。